

「大阪スーパーシティ認証登録制度」の推進に係る協定書

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）及び大阪商工会議所（以下「丙」という。）は、「大阪スーパーシティ認証登録制度」を通じた「大阪スーパーシティ」の推進に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定書における「大阪スーパーシティ認証登録制度」とは、「大阪スーパーシティフィールド認証要綱」（以下「フィールド認証要綱」という。）に基づく認証制度及び「大阪スーパーシティ企業等登録要綱」（以下「企業等登録要綱」という。）に基づく登録制度の総称とする。

（目的）

第2条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携することにより、大阪スーパーシティ登録企業等及びフィールドコーディネート団体（以下「事業者等」という。）への支援を通じて、スーパーシティにおける規制改革・社会実装等の取組の促進を図ることを目的とする。

（協定内容）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の内容について連携及び協力して取り組むものとする。

- (1) 甲、乙及び丙は、「大阪スーパーシティ」の推進に係る「大阪スーパーシティ認証登録制度」の情報発信・啓発等を行う。
 - (2) 丙は、「フィールド認証要綱」第8条及び「企業等登録要綱」第7条の「助言その他協力」として、事業者等への情報の提供、助言又は専門家等の紹介その他協力を行う。
 - (3) 丙は、産業を支援する団体とのネットワークや、その有する多様な事業者支援のノウハウを活かし、社会実装に向けた事業化支援等を行う。
- 2 前項2号又は3号によって、丙が、事業者等に対して提供する情報、助言又は紹介等が、法令適合性、採択の可否、実証又は実装の実現可能性、特定の成果の達成等を保証するものではないことを相互に確認する。
- 3 甲、乙及び丙が行う専門家等の紹介は、事業者等と当該専門家等との間の契約を媒介するものではなく、甲、乙及び丙は当該専門家等の業務につき責任を負わないことを相互に確認する。

（守秘義務等）

第4条 甲、乙及び丙は、既に公知となっている情報及び法令に定めのある場合を除き、連携事項を実施するために知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩し又は本協定の目的以外で利用してはならない。

- 2 甲、乙及び丙は、本協定が第7条に定める有効期間の満了又は解約により効力を失った日以降においても前項による秘密保持の義務を負い、秘密情報として取り扱うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第5条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 甲、乙及び丙は、法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(協定内容の変更)

第6条 甲、乙及び丙のいずれかが協定書の内容について変更を申し出た場合は、甲、乙及び丙は、その都度協議のうえ、必要があれば変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申し出がなければ、同一の条件で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できる。

(反社会的勢力への基本的対応)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく取組に対する反社会的勢力の関わりを防ぐため、連携して取り組んだ事業者等について、反社会的勢力に係る情報を入手した場合には、可能な範囲で相互に情報を共有し、早期の関係解消に向けて協議するものとする。

(準拠法及び管轄)

第9条 本協定は日本法を準拠法とする。本協定に関する訴訟その他の紛争について、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義の決定)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年7月8日

(甲) 大阪府中央区大手前2丁目
大阪府
大阪府知事 吉村 洋文

(乙) 大阪府北区中之島1丁目3-20
大阪府
大阪府知事 横山 英幸

(丙) 大阪府中央区本町橋2番8号
大阪府商工会議所
会頭 鳥井 信吾